

抽選と優遇制度について

応募者多数の場合は、応募者に抽選番号を交付し、抽選で入居者を決定します。

札幌市では、抽選番号の交付の際、【年数による優遇】と【世帯状況による優遇】により、通常1個の抽選番号を、複数個に増やして交付する、優遇制度を設けています。

※ 2～3ページの短期募集は優遇制度の対象外です。

【年数による優遇】

(1) 年間（新設・前期・中期・後期）の募集のうち、いずれかの募集に応募すると、連続申込年数を記録します。

毎年応募し続けると、その連続した年数に応じて抽選番号の個数が増えていきます。

※ 連続申込年数は、年を単位に計算しますので、申込回数とは一致しません。

また、ここでいう「年間」とは、4月から翌年3月までの1年間のことです。

(2) 個数は初年に1個持つことになり、2年目以降は1つつ増えます。

さらに、6年目以降は2個ずつ、10年目以降は3個ずつ、最高で22個まで増えます。（12年目以上の方は、22個が上限となります。）

年数	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
個数	1個	2個	3個	4個	5個	7個	9個	11個	13個	16個	19個	22個

(注) 下記の①～④の場合、連続申込年数の記録は消滅し、1年目（1個）に戻ります。

① 申込者を変更した場合。

※ 申込者が死亡した場合は、届出により、戸籍上の配偶者のみ連続申込年数の継続が可能です。

また、申込者の氏名が変更となった場合も、届出が必要となります。

届出の詳細は、公社募集担当係【電話 205-3071】にお問い合わせください。

② 年間の募集で1回も申込みをしなかった場合

※ 申込み後、公開抽選会前に辞退した場合は、申込みがなかったものとみなします。

③ 当選、または繰上当選した後に、入居を辞退した場合

※ 「辞退」には、当選後に連絡が取れず、当選無効となった場合も含まれます。

④ 当選、または繰上当選した後に、申込資格のないことが判明した場合

【世帯状況による優遇】

申込書に氏名・生年月日・続柄・障がい等級・その他の世帯状況を記入して応募すると、連続申込年数による抽選番号のほか、世帯状況に応じて抽選番号の個数を加算します。

（詳細については、19ページの〔世帯状況による抽選番号個数表〕参照）

抽選票（はがき）の見本

(例) 連続申込年数が2年目、入居する方の中に身体障害者手帳1級の方がいる世帯
(年数分で2個、世帯状況分で3個、計5個の抽選番号が交付されます。)

(はがきの見本)

公開抽選会の抽選番号を以下のとおり交付します。誤りがある場合は、1週間以内に札幌市住宅管理公社まで、ご連絡ください。

年数分	9	10			
世帯分	11	12	13		

札幌市住宅管理公社募集担当係 電話205-3071
受付番号(90001)

〔世帯状況による抽選番号個数表〕

複数項目に当てはまる場合であっても、個数の多い項目1つのみを採用し、個数の合算はいたしません。
 なお、世帯状況の判定は、申込日を基準とします。

項 目	世 帯 状 況 (同居しない扶養親族は除く。)	個 数
心身障がい者	特別障がい者 <ul style="list-style-type: none"> * 入居しようとする方の中に、次のいずれかに当てはまる方がいる世帯 * 身体障害者手帳1級・2級、またはこれらに準ずる方 * 精神障害者保健福祉手帳1級、またはこれに準ずる方 * 療育手帳A判定、またはこれに準ずる方 * 戦傷病者手帳の特別項症から第3項症の方 * 原子爆弾による被爆者の方 	3個
	障がい者 <ul style="list-style-type: none"> * 入居しようとする方の中に、次のいずれかに当てはまる方がいる世帯(上記、「特別障がい者」に当てはまるものを除く。) * 身体障害者手帳の交付を受けている、またはこれに準ずる方 * 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている、またはこれに準ずる方 * 療育手帳の交付を受けている、またはこれに準ずる方 * 戦傷病者手帳の交付を受けている方 	2個
母子・父子	申込者と20歳未満の子のみで入居しようとする世帯	
大家族	入居しようとする方が5人以上いる世帯。ただし、60歳以上の方、または高校生以上の子がいる場合は、4人以上いる世帯	
多子	入居しようとする方の中に、18歳未満の子が3人以上いる世帯	
生活保護	入居しようとする方全員が、生活保護を受給している世帯	
老人	次のいずれかに当てはまる世帯 <ul style="list-style-type: none"> * 入居しようとする方全員が60歳以上である世帯 * 60歳以上の方と、①その方の配偶者(内縁、または婚約者を含む。)、②18歳未満の児童、③心身障がい者、に当てはまる方のみで入居しようとする世帯 	
低所得者	世帯の月額所得額が54,000円以下の世帯 (世帯の月額所得額については、9～14ページ参照)	
その他の認定	次のいずれかに当てはまる方(世帯) <ul style="list-style-type: none"> * 入居しようとする方全員が、中国残留邦人等支援給付を受給している。 * 入居しようとする方の中に、炭鉱離職者求職手帳の発給を受けた方で、次のいずれかに当てはまる方がいる。 <ul style="list-style-type: none"> ア 移転就職者用宿舎に入居している。 イ 職業安定所の紹介により就職して2年を経過していない。 * 入居しようとする方の中に、海外からの引揚者で5年を経過していない方がいる。 * 入居しようとする方の中に、鉱物性粉じんにより、じん・けい肺になった方がいる。 * 入居しようとする方の中に、結核医療を必要としないと認められてから3年以内の方がいる。 * 入居しようとする方の中に、ハンセン病療養所に入所していた方がいる。 * 配偶者(生活の本拠を共にする交際相手も含む。)からの暴力の被害者で次のいずれかに当てはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ア 一時保護、または保護が終了した日から5年を経過していない方 イ 裁判所に申立てをし、保護命令が発令された日から5年を経過していない方 * 東日本大震災被災者のうち、子ども・被災者支援法に規定する支援対象地域に居住していた方で、避難元市町村が発行した「居住実績証明書」の交付を受けられる方 	1個

※ 申込書の記入内容に誤りがあると当選が無効となります。

抽選方法

定期募集の抽選は、交付した抽選番号をコンピューターに入力し、公開抽選会の来場者代表（2名）に抽選ボタンを押していただきます。

【例】 札幌花子さんが応募した住宅は、5名が応募し、①～⑭番まで抽選番号を交付した場合

Aさん	Bさん	Cさん	Dさん	札幌花子さん
申込年数1個 世帯状況2個	申込年数2個 世帯状況1個	申込年数3個 世帯状況2個	申込年数1個	申込年数1個 世帯状況1個
① ②,③	④,⑤ ⑥	⑦,⑧,⑨ ⑩,⑪	⑫	⑬ ⑭



交付した抽選番号をコンピューターに入力して抽選します。
①・②・③・④・⑤・⑥・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫・⑬・⑭

【新設団地の抽選】

新設団地は、1つの団地内の同タイプ（型式）をまとめて募集するので、当選順番に従い、最低階の部屋番号の若い方から自動的に部屋割りをします。（部屋の指定はできません。）

【空き家の抽選】

1つの住宅につき、1回抽選を行いません。当選者は1名です。

補欠の方は自動的に登録します。

【新設団地（同タイプ型式）の補欠登録】

補欠登録1番 = 1番当選者の次の番号をお持ちの方
補欠登録2番 = 2番当選者の次の番号をお持ちの方
補欠登録3番 = 3番当選者の次の番号をお持ちの方

.....の順に全員登録します。

【空き家の補欠登録】

補欠登録1番 = 当選者の次の番号をお持ちの方
補欠登録2番 = 当選者の次の番号の、さらに次の番号をお持ちの方

.....の順に全員登録します。

※ 当選者が辞退、または資格審査により失格となった場合、同じ住宅に応募した方のうち、補欠登録1番の方から順に、繰上当選の通知をいたします。

なお、繰上当選の効力は、当選者に辞退者などがなく繰上げできないときは失効となります。

次回募集まで繰り上げの通知がない場合は、繰上げを待たずに次回募集に応募してください。

抽選票の発送について

受付後、抽選票（はがき）をお送りします。（抽選票の見本については、18ページ参照）
抽選票は、抽選番号や公開抽選会の日程をお知らせするためのものです。

抽選番号は、【年数による優遇】と【世帯状況による優遇】（18～19ページ参照）により増えた個数分の抽選番号を印刷してお送りします。

なお、抽選番号の指定はできませんのでご了承ください。

抽選結果はいずれかの方法でご確認ください。

- 1 公開抽選会会場、および札幌市住宅管理公社で抽選結果を掲示します。
(抽選会会場は、抽選終了後に閉場し、その後は抽選結果を公社で掲示します。)
- 2 一部新聞で抽選会翌日の朝刊に当選番号を掲載します。
- 3 抽選会翌日から、札幌市住宅管理公社のホームページでもご覧になれます。
(ホームページアドレス <http://www.s-j-k.or.jp>)
- 4 抽選から1週間以内に当選通知を郵送します。落選者への通知はいたしません。

当選から入居までの手続き

【当選後の流れ】

定期募集で当選した場合、当選通知と資格審査に関する書類を郵送します。

(※ 短期募集は2～3ページ、通年募集は3ページ参照)

① 当選通知が届いたら、団地を管轄する管理人に電話をして、室内を下見していただきます
※ 下見は空き家住宅のみ。新設団地に当選した場合、下見はありません。

② 審査会場に用意した審査書類を持参していただき、資格審査(面談式)を行います。

③ 資格審査に合格した方には、入居手続き(21～22ページ参照)をしていただきます。

④ 入居説明会で説明を受けた後、入居決定通知書を交付します。

管理人に入居決定通知書を提示し、住宅の鍵を受け取ってください。

※ 入居決定通知書の交付後～定められた期間(入居指定日から7日以内)に入居してください。

【入居手続の内容】

(1) 入居者ルールの誓約(資格審査のときに同意書を提出していただきます。)

以下の入居者ルールを遵守することを誓約していただきます。

- ◆ 家賃および駐車場使用料(15・22ページ参照)については、支払期日までに必ず納付すること。
- ◆ 入居者の同居および異動、収入に関する申告、長期間の不在届など、義務付けられた各種の申請・届出・申告を行うこと。
- ◆ 自治会へ加入し、その取り決めに従うとともに、共益費(23ページ参照)を遅れずに支払うこと。
- ◆ 規格外の車両(22ページ参照)の駐車、無断駐車、および違反駐車はしないこと。また、来訪者用駐車場所の使用については、自治会の取決めを守ること。
- ◆ 犬・猫などの動物類の飼育はしないこと。また、他の入居者の迷惑となる騒音・振動を出さないこと。
- ◆ 共用部分(廊下・ベランダ等)は、緊急時、避難通路となるため、物を置かないこと。
- ◆ 住宅や共用部分を傷つけた場合は原状回復をすること。また、許可なく住宅の模様替、増改築をしないこと。許可を受けてそれらをした場合は、退去時に原状回復すること。
- ◆ 入居者が負担すべき住宅の修繕(23～24ページ参照)や、入居者の管理不十分で生じた結露による汚損・破損等は、入居者負担で修繕すること。
- ◆ 室内設備(暖房器具等)は、あらかじめ定められた器具以外のもを使用しないこと。また、危険物の持ち込みや住宅以外の用途に使用しないこと。
- ◆ 公営住宅に関する法令、条例および規則に違反しないこと。
- ◆ 入居者の生命・身体又は財産の安全を守るために、警察、消防、その他関係機関に対して、入居者に関する個人情報を提供することに同意すること。
- ◆ 家賃および駐車場使用料の滞納や迷惑行為などの条例・規則違反が発生し、再三の催告や指導及び民事調停などの法的措置を行ったにもかかわらず、家賃及び駐車場使用料の納入または迷惑行為の改善がなかった場合、公営住宅法、札幌市営住宅条例等の各法令、規則等に基づき、勤務先などの個人情報をも本市各部局に照会をかけるほか、戸籍謄本、住民票等の交付、預貯金等に係る情報の提供を金融機関等に求めることに同意すること。